

## 宇治市地域公共交通会議の設置について

## 1. 地域公共交通会議の必要性について

## 【地域公共交通会議とは】

道路運送法(以下「法」)の規定に基づき設置する会議で、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について協議することを目的としている。

## 【地域公共交通会議の役割】

## (1) 公共交通の在り方一般に関すること

- ・ 地域の実情に応じた適切な公共交通の在り方に関すること
- ・ 公共交通の利用促進の取り組みに関すること

・ 「公共交通活性化委員会」の議論を継続

## (2) 法に基づく協議事項の審議

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関して審議し、協議が調った事項については、許可条件の緩和、手続きの短縮化を図ることが可能。

**例 1** 通常、法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける場合は、乗車定員 11 人以上の車両を使用することが条件。

地域公共交通会議で協議が調った場合は 11 人未満の車両を使用可

・ 「宇治市のりあい交通事業」を活用し、11 人未満の車両を使用して本格運行を目指す場合、必要な手続き。

**例 2** 通常、路線の休廃止をしようとする日の 6 か月前に届出が必要。

地域公共交通会議で協議が調った場合は 30 日前の届出で可。

・ 「宇治市のりあい交通事業」の実施時において、地元負担金の支払いができなくなる場合を想定し、廃止手続きの短縮が必要で、そのために地域公共交通会議の設置が必要。

・ バス路線のルート変更により一部休止区間が生じる場合に迅速に手続きを進めることが可能。

## 2 . 宇治市地域公共交通会議の構成

### 【地域公共交通会議の構成】

活性化委員会に法に規定される団体（運転士の団体、京都府警等）を加えて構成。

学識経験者

関係行政機関

住民又は旅客

公共交通事業者等

その他市長が必要と認める者

このほか、必要に応じ臨時委員として地域の関係者等に出席。

### 【市民委員の公募について】

住民又は旅客の立場から宇治市の公共交通の在り方について意見を聞くため、市民委員を公募する。

- ・ 公募期間 平成26年7月18日～8月1日
- ・ 募集人数 1名
- ・ 委嘱期間 2年間